

富岡市立一ノ宮小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月策定

平成28年6月一部改訂

平成30年3月一部改正

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 「いじめ防止委員会」

校長、教頭、教務主任、人権教育主任、道徳主任、児童会担当、生徒指導主事からなる、いじめ防止等の対策のための「いじめ防止委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 「生徒指導部会」

生徒指導部を中心に「生徒指導部会」を毎月1回開催し、いじめの早期発見と組織的な対応を図る。また日々の生徒指導の中心となり、全校での指導体制を推し進める。

(3) 「職員会議」

月に一度の職員会議の際に、全教職員で配慮を要する児童についての現状や指導に関しての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- 「友だちに関するアンケート（いじめのアンケート）」を月1回実施し、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- わかる授業、できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- 心の教室相談員やスクールカウンセラーに知り得た情報を伝えてもらうことで、教師の観察との共通点や相違点などを考える機会とし、職員研修で共通理解を図る。
- 毎月の「友だちに関するアンケート」の後に学級担任が教育相談を行い、児童個々の理解に努める。

(4) 縦割班活動（縦割集会）の実施

- 縦割班での遊び等の活動を通じて、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

- (5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策
 - 全校児童（保護者も含む）のテレビやゲームなどに関する使用状況調査を行い、現状把握に努める。
 - 外部講師による「ネット安全教室」を開催するなどして、保護者と児童にインターネットを安全に使うためのノウハウが身につくようにしていくとともに、ネットいじめの現状や危険から回避するための能力の向上を図る。
- (6) 学校相互間の連携協力体制の整備
 - 西中学校や一の宮保育園、バンビーニピッコロ園との情報交換や交流学习を行う。

4 いじめ早期発見のための取組

- (1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、市役所こども課、市教育委員会、西中学校や西部教育事務所、児童相談所などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。
- (2) 「友だちに関するアンケート」の実施

毎月第1週目に、「友だちに関するアンケート」を実施する。また、アンケートをもとに、一人一人の児童と直接話をして思いをくみ取っていく。
- (3) ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の活動の中での様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

5 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた時は、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、「臨時生徒指導部会」を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
 - いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
（「いじめ防止対策推進法」より）
- (2) 重大事態への対処
 - 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
 - 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
 - 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。